

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	公営住宅、特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)及び単独住宅の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、公営住宅、特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)及び単独住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公営住宅、特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)及び単独住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。 (1)家賃の決定 (2)家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収 (3)家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定 (4)入居申込みの受理、審査及び承認 (5)同居承認又は入居承認承認申請の受理、審査及び決定 (6)高額所得者等への明渡し請求 (7)明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査 (8)住宅のあっせん等 特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務内容は以下のとおりです。 (1)住宅の入居申込みの受理、審査及び承認 (2)住宅の明渡し 単独住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。 (1)家賃の決定 (2)家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収 (3)家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定 (4)入居申込みの受理、審査及び承認 (5)同居承認又は入居承認承認申請の受理、審査及び決定 (6)高額所得者等への明渡し請求 (7)明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査 (8)住宅のあっせん等 ・情報連携の流れについて 庁外においては、総合行政システム(情報連携)から団体内統合宛名システムを介して照会する。 庁内においては、総合行政システムを活用する。
③システムの名称	(1)総合行政システム公営住宅、(2)団体内統合宛名システム、(3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

公営住宅情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法別表第27項及び第93項 ・番号法第9条第2項 ・宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号。以下「番号条例」という。)別表第1の2の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供＞ 情報提供は行わない。 ＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項及び124の項 ・番号法第19条第9号 番号条例別表第1の2の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部 都市整備課
②所属長の役職名	都市整備課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市建設部都市整備課 〒869－0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964－22－1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市建設部都市整備課 〒869－0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964－22－1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号を利用する場合に本人からのマイナンバーの取得を徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された申請書等が入ったキャビネットは施錠している。	

變更箇所

[illegible]